

自動車盗難等防止行動計画

令和8年2月17日

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

1 目的

2 自動車盗難防止対策

- (1) 自動車製造者との連携による盗難を防止する取組の促進
- (2) 製造販売済みの自動車に対する盗難防止対策の促進
- (3) 開錠用具等の規制等の在り方に向けた実態把握及び検討
- (4) 自動車使用者に対する防犯の呼び掛け及び広報啓発
- (5) 地域自動車盗難等防止協議会の設置・活動の促進
- (6) 駐車場等に関する防犯対策
- (7) 登録事項等証明書等の交付等に当たっての厳格な運用

3 取締りの強化及び流通阻止対策

- (1) 自動車盗難事件に対する取締りの強化
- (2) 盗難自動車等の流通阻止に関する諸対策

4 自動車解体ヤード等対策

- (1) 法令の積極的活用と悪質ヤード対策の推進
- (2) 盗難自動車把握に向けた取組の促進

5 不正輸出に係る防止対策の推進

- (1) 盗難自動車に関する情報交換等
- (2) 装備資機材の活用
- (3) 審査・検査の強化
- (4) 埠頭の管理強化
- (5) コンテナ貨物の厳正な審査及び検査の実施
- (6) 通関業界との連携強化

6 国際連携の推進と海外における盗難自動車の被害回復支援

1 目的

この行動計画は、自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策について目標を設定し、実施の指針を示すことを目的とする。

なお、括弧内は担当の官庁又は団体である。

2 自動車盗難防止対策

(1) 自動車製造者との連携による盗難を防止する取組の促進

自動車の電子制御ユニットに不正信号を送信する手口等による盗難が多発していることから、自動車製造者に対し警察から自動車盗の手口実態等に係る情報を共有し、盗難防止性能の高い自動車の開発を図るよう働き掛けるとともに、広報啓発により自動車使用者による盗難防止性能の高い自動車の選好を促す。（警察庁、経済産業省、国土交通省、日本自動車工業会、日本自動車販売協会連合会、日本損害保険協会、日本自動車輸入組合、日本自動車連盟）

また、盗難防止性能の更なる向上に資するため、特異な手口等により窃取された盗難自動車を発見したときは、当該自動車の製造者と連携し、当該手口の解明と有効な対策について調査・研究を促進する。（警察庁、日本自動車工業会）

(2) 製造販売済みの自動車に対する盗難防止対策の促進

最新の防犯対策が導入されていない型式の自動車が盗難被害に遭っていることから、自動車製造者に対し、製造販売済みの自動車のうち、最新の防犯対策が導入されていない自動車に対する後付けの盗難防止装置の開発及び普及の促進を働き掛ける。（警察庁、日本自動車工業会）

(3) 開錠用具等の規制等の在り方に向けた実態把握及び検討

自動車の電子制御ユニットに不正信号を送信する手口等による盗難が多発していることから、自動車盗に用いられる開錠用具等の種類・特徴等の実態把握や専門家を交えた各種用具等の分析・検証を行い、所持規制等の在り方について検討する。（警察庁）

(4) 自動車使用者に対する防犯の呼び掛け及び広報啓発

自動車盗難を防止するためには、自動車使用者による自主的な防犯対策が重要であることから、オープンデータとして自動車盗の発生情報を公開するとともに、自動車使用者、特に警察庁ウェブサイトにおいて公表している「車名別盗難台数の状況」に掲載の自動車使用者に対し、認知件数の推移、被害額、支払保険金の総額等を説明するなどして危機意識に訴える。

また、少しでも車から離れるときは窓を完全に閉めドアをロックすること、電子制御ユニットに不正信号を送信する手口等に対応可能な盗難防止装置のほか、警報装置、ハンドルロック等の固定器具、GPS追跡装置等の盗難防止装置を複合的に活用すること、自動車の保管場所にセンサーライトや防犯カメラを設置すること、車内には現金、鞆、スペアキー等を置かないようにすること、路上駐車を避け防犯カメラや照明灯等の防犯設備を備えるなど管理された駐車場等を利用することを呼び掛ける。（全体）

自動車販売店から自動車使用者に対し、自動車を販売する場合のみならず、車両点検等に関するお知らせを行う際等の様々な機会を利用して、自動車盗難の実情を説明するとともに、最新の盗難防止装置の有効性等を案内するなど、複合的な防犯対策を推奨する。（日本自動車販売協会連合会）

(5) 地域自動車盗難等防止協議会の設置・活動の促進

盗難多発地域の都道府県を中心に協議会の活動が推進されるよう、情報提供などの活動支援を行う。（全体）

(6) 駐車場等に関する防犯対策

ア 防犯に配慮した駐車場等の整備等

関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめ、平成30年に見直した「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」に示された防犯まちづくりの取組の着実な実施を図ることにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい駐車場等の整備・管理の普及を促進する。（警察庁、国土交通省、全日本駐車協会、全国防犯協会連合会、日本防犯設備協会、日本損害保険協会）

イ 駐車場等の管理者に対する働き掛け等

一般住宅のみならず、駐車場等における自動車盗や車上ねらいも発生していることから、駐車場等の管理者に対し、高機能な防犯カメラやナンバー読み取り機能を有する出入庫設備の整備等の防犯上有効な対策を働き掛けるほか、自動車盗や車上ねらいに対する注意喚起等の広報啓発を行う。（警察庁、国土交通省、全日本駐車協会、日本損害保険協会、全国防犯協会連合会、全国警備業協会、日本防犯設備協会）

(7) 登録事項等証明書の交付等に当たっての厳格な運用

運輸支局又は自動車検査登録事務所等において、道路運送車両法

に基づく登録事項等証明書等の交付及び自動車検査証の再交付に当たっては、運転免許証の呈示を求める等により本人確認を厳格に実施し、不正取得を防止するために警察への不審者の通報を行う。（警察庁、国土交通省）

3 取締りの強化及び流通阻止対策

(1) 自動車盗難事件に対する取締りの強化

近年の自動車盗難事件は、特定の車種を対象として窃取し、盗難自動車を一時的に駐車場等に保管し、その後、都道府県境をまたいで悪質な自動車解体ヤード等（自動車解体ヤード、その代替として利用されている倉庫、中古自動車販売店、自動車等保管場所、自動車修理工場等をいう。以下同じ。）に持ち込み、海外に不正に輸出している実態がうかがわれるなど、巧妙な手口で、組織的・広域的に敢行される例が多く、また、犯行グループは、その中核部分の構成等が外部からは見えず、メンバーを入れ替えながら犯行を繰り返しており、正に、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有している。

こうした特徴に着目し、より一層効果的・効率的な取締りを推進するため、匿名・流動型犯罪グループ対策の一環として、以下の取組を推進する。（警察庁）

ア 認知時における初動対応

自動車盗難事件を認知した際には、初動対応が重要であることから、盗難自動車の迅速な手配、重点的なパトロール等各種警察活動を実施することにより、被疑者の検挙、盗難自動車の早期発見に努める。

イ 事件関連情報の共有及び合同・共同捜査の推進

自動車盗難事件を認知した場合は、犯行手口等事件に関する情報を積極的に収集するとともに、警察庁においてこれを集約し、効果的かつ効率的な方法によりタイムリーに都道府県警察に提供することにより、全国における情報共有を推進する。

また、事件関連情報等に基づき、必要に応じて合同・共同捜査を積極的に行うなど、組織を挙げた捜査を推進する。

ウ 捜査員の能力向上に向けた取組

被疑者の割り出しや盗難自動車の早期発見のためには、事件関連情報等に基づく自動車盗難事件の傾向等の的確な把握・分析が重要であることから、こうした分析能力を有する捜査員の育成等を計画的に推進する。

また、あらゆる法令を適用した多角的な捜査による検挙を推進

するため、効果的な捜査手法による検挙事例や起訴事例等に関する研修を実施し、捜査員の能力向上を図る。

エ 巧妙かつ広域的な犯行形態への対応

近年の自動車盗難事件の巧妙かつ広域的な犯行形態に対応するため、防犯カメラ映像を活用するなどして、窃取場所から悪質な自動車解体ヤード等に至るまでの捜査を徹底する。

オ 外国捜査機関との情報交換

日本国内で窃取された盗難自動車が海外に不正に輸出されている実態がうかがわれることから、外国捜査機関等と積極的に情報交換を行い、盗難自動車の不正輸出に関する捜査を推進する。

(2) 盗難自動車等の流通阻止に関する諸対策

ア 古物営業法に基づく指導等の推進

中古自動車を取り扱う古物商に対し、盗難自動車等の売買を防止するため、管理者講習等を通じて、古物の買受け時における本人確認、帳簿への記載等の古物営業法の規定を遵守するよう指導するとともに、日本中古自動車販売協会連合会及び日本オートオークション協議会と連携し、情報共有を図る。（警察庁、日本中古自動車販売協会連合会、日本オートオークション協議会）

また、盗難自動車に顕著な傷等の特徴が見られる事例があることから、中古自動車買取り時の古物営業法に基づく措置に関し、買取り時の帳簿等の記載事項について、これらの特徴について具体的に記載するなどの古物営業法施行規則の見直しを検討する。（警察庁）

イ 自動車の同一性に係る確認の徹底

自動車の整備事業者に対し、自動車の整備等に際して自動車の車台番号と自動車検査証から自動車の同一性を確認するよう呼び掛ける。（警察庁、国土交通省、日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会）

ウ ナンバープレートの盗難及び悪用の防止に係る対応

盗まれたナンバープレートが各種犯罪に悪用されていることから、封印の改良を進めるほか、盗難防止ネジの普及を図る。（国土交通省、警察庁、日本自動車工業会、日本自動車輸入組合）

エ 自動車の登録情報に係る警察との情報共有の推進

運輸支局又は自動車検査登録事務所等において、警察庁が提供する盗難車情報に基づいてチェックを行い、盗難自動車の登録事項を不正に変更しようとする登録申請があった場合等には、その

処理を行わず、警察への通報を実施する。（警察庁、国土交通省）

4 自動車解体ヤード等対策

(1) 法令の積極的活用と悪質ヤード対策の推進

自動車盗難対策に資する施策として、関係省庁と連携しつつ、使用済自動車の再資源化等に関する法律における電子マニフェストの活用等使用済自動車が適正に解体されたことを確認する。（警察庁、経済産業省、環境省）

盗難自動車を解体して部品として不正に輸出するなど、様々な不法行為の温床となっている悪質な自動車解体ヤード等が確認されており、その実態を把握するため、行政庁が使用済自動車の再資源化等に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査権限を積極的に行使していくことも重要であることに鑑み、行政庁と警察の連携を図る。

盗難自動車を受け入れているなど悪質な自動車解体ヤード等に対しては、各種法令を適用して検挙措置を講じるとともに、関係行政機関と連携して関係法令違反が確認された場合には積極的に行政処分を行うなど、悪質な自動車解体ヤードの壊滅に向けた対策を推進する。

また、自動車解体ヤード等の状況や各種法令に基づく対策の実施状況等を踏まえつつ、必要な自治体における自動車解体ヤード等に関する条例の制定を促進する。（警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

(2) 盗難自動車把握に向けた取組の促進

盗難自動車及び同部品の不正輸出を防止するため、自動車製造者に対し、自動車部品から盗難自動車該当性を判別できるシステムの構築等、盗難自動車該当性の判断を容易にするための取組を推進するよう働き掛ける。（警察庁、日本自動車工業会）

5 不正輸出に係る防止対策の推進

(1) 盗難自動車に関する情報交換等

依然として盗難自動車が海外に不正に輸出されている実態がうかがわれることから、引き続き、税関において、警察から提供を受けた盗難自動車に係る情報や運輸支局等の登録情報を活用するとともに、水際取締りにおいて入手した情報を警察に提供するなど必要な情報共有を進め、関係機関の連携によるチェック体制を強化する。（警察庁、財務省、国土交通省）

(2) 装備資機材の活用

大型X線検査装置等の検査機器を活用し、厳正な検査を実施する。（財務省）

(3) 審査・検査の強化

中古自動車等の輸出申告に際し、輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の原本の呈示を求めるとともに、警察からの盗難車情報を利用して車台番号を確認する等、不正輸出に対する審査・検査を強化する。（財務省）

(4) 埠頭の管理強化

盗難自動車の不正輸出を防止するため、埠頭へ出入りする自動車の入場規制等埠頭の管理強化について、港湾管理者を含む関係機関との情報共有を図るなど連携を強化する。（警察庁、財務省、国土交通省）

また、港の埠頭内・埠頭周辺におけるパトロールを強化し、不審船舶を発見したときは税関・警察合同による取締りを実施するとともに、盗難自動車が発見された場合は、共同で捜査又は調査する。（警察庁、財務省）

(5) コンテナ貨物の厳正な審査及び検査の実施

コンテナ内に隠匿された盗難自動車の不正輸出の手口を防止するため、税関、警察による情報交換を行い、厳正な審査・検査を実施する。（財務省、警察庁）

(6) 通関業界との連携強化

輸出入通関手続の多くは、輸出入者を代理又は代行する通関業者により行われていることから、これら業界団体等に対し、盗難自動車の不正輸出防止に向けた注意喚起等の働き掛けを実施するなどして連携を強化する。（財務省、警察庁）

6 国際連携の推進と海外における盗難自動車の被害回復支援

依然として盗難自動車が海外に不正に輸出されている実態がうかがわれることから、引き続き、国際刑事警察機構を通じた手配により、外国捜査機関等により盗難自動車が発見されたときは、都道府県警察を通じて我が国における所有権者等に連絡し、当該外国捜査機関等の連絡先を教示するとともに、当該外国捜査機関に対し、我が国における所有権者等の盗難自動車の回復の意思及び連絡先を連絡するなど支援を行う。（警察庁、日本損害保険協会）

(平成 14 年 1 月 23 日策定)

(平成 17 年 4 月 28 日改定)

(平成 18 年 12 月 19 日改定)

(平成 22 年 1 月 28 日改定)

(平成 25 年 12 月 20 日改定)

(平成 28 年 12 月 20 日改定)

(令和元年 12 月 20 日改定)

(令和 4 年 12 月 22 日改定)

(令和 8 年 2 月 17 日改定)